

北山形駅 周辺地区 バリアフリー 基本構想

令和2年1月 山形市

目次

第1章 バリアフリー基本構想策定に向けて	1
1-1 はじめに	1
1-2 バリアフリー法における基本構想の位置づけ	2
1-3 北山形駅周辺地区バリアフリー基本構想策定の趣旨及び目標年次	4
(1) 基本構想策定の趣旨	4
(2) 目標年次	4
1-4 基本構想と上位計画・関連計画との位置付け	5
1-5 上位計画・関連計画の概要	6
(1) 山形市発展計画（平成27年）	6
(2) 山形市発展計画（令和2年）	6
(3) 山形市都市計画マスタープラン（平成29年3月）	7
(4) 山形市地域公共交通網形成計画（平成28年3月）	8
(5) 山形市第3次障がい者基本計画（平成27年3月）	8
(6) 山形市バリアフリー基本構想（平成20年3月）	9
第2章 北山形駅周辺地域の概況	10
2-1 北山形駅周辺地域の人口等	10
(1) 人口・世帯数の状況	10
(2) 年代別人口の推移状況（高齢者の状況）	10
(3) 障がい者の状況	11
2-2 北山形駅周辺地域の公共交通	12
(1) 北山形駅の状況	12
(2) 路線バスの状況	14
2-3 北山形駅周辺地域の施設及び道路	15
(1) 北山形駅周辺地域の施設の状況	15
(2) 歩道等の状況	16
(3) 誘導用ブロックの整備状況	17
第3章 基本的な方針等	18
3-1 重点整備地区における移動等円滑化に関する基本的な方針	18
(1) バリアフリー法に基づくまちづくり	18
(2) 市民・事業者・行政が一体になったまちづくり	18
(3) 山形市障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例の遵守	18
3-2 整備の基本的な考え方と整備方針	19
(1) 公共交通のバリアフリー化	19
(2) 道路等のバリアフリー化	20
(3) 交通安全施設等のバリアフリー化	20
(4) 都市公園のバリアフリー化	21
(5) 建築物のバリアフリー化	21

第4章 重点整備地区、生活関連施設、生活関連経路	22
4-1 重点整備地区、生活関連施設、生活関連経路の設定方針	22
(1) 重点整備地区の設定方針	22
(2) 生活関連施設の設定方針	22
(3) 生活関連経路の設定方針	22
4-2 重点整備地区、生活関連施設、生活関連経路の設定	23
4-3 重点整備地区内における課題	25
(1) 旅客施設の課題	25
(2) 生活関連経路の課題	25
(3) 生活関連施設の課題	26
第5章 特定事業、その他の事業に関する事項	27
5-1 特定事業、その他の事業	27
(1) 特定事業	27
(2) その他の事業	28
第6章 その他	30
6-1 円滑な事業推進に向けて	30
(1) 本構想の進行管理	30
(2) 市民意識の醸成（心のバリアフリー）	30

補足 用語の意味

第1章 バリアフリー基本構想策定に向けて

1-1 はじめに

背景

わが国では、本格的な高齢社会の到来や、障がい者が障がいのない人と同じように生活を送り活動する社会を目指す「ノーマライゼーション」の理念の浸透、さらにだれもが自由に行動し快適に楽しめるまちの実現を目指す「ユニバーサルデザイン」の考え方にに基づき、あらゆる人の利用を念頭においた環境づくりが進められてきました。

このような中、平成 6 年に不特定多数の人達や、主に高齢者や身体障がい者が使う建築物のバリアフリー化を進めるために、「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」（以下「ハートビル法」という。）が制定されました。

また、平成 12 年には、旅客施設を中心とした一定の地区におけるバリアフリー化を目標として「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（以下「交通バリアフリー法」という。）が制定されました。

バリアフリー法の制定

平成 18 年 6 月には、より一体的・連続的な移動空間を形成するための総合的なバリアフリー施策の推進を目的として、ハートビル法と交通バリアフリー法を統合し、新たに「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（以下「バリアフリー法」という。）が公布され、同年 12 月から施行されました。

また、平成 30 年度にバリアフリー法の一部改正があり、理念規定として「共生社会の実現」、「社会的障壁の除去」が明確化されました。

本市のこれまでの取り組み

本市はこれまで、法の基準に準じた施設整備の推進を図るとともに、バリアフリー法に基づき、平成 20 年 3 月に「山形市バリアフリー基本構想」を策定し山形駅と周辺地区のバリアフリー整備を進めてきました。また、平成 29 年 3 月に「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例」を制定し、全ての市民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、地域の中で支え合いながら暮らしていくことのできる共生社会の実現を推進しています。

1-2 バリアフリー法における基本構想の位置づけ

基本構想

バリアフリー法では、鉄道駅等の旅客施設を中心とした地区や、高齢者、障がい者等が日常生活又は社会生活において利用する生活関連施設が集まった地区において、公共交通機関、建築物、道路、路外駐車場、都市公園、信号機等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するため、「バリアフリー基本構想」を作成することができると規定しています。

■高齢者、障がい者等の定義（バリアフリー法第2条第1号）

高齢者又は障害者で日常生活又は社会生活に身体の機能上の制限を受けるもの
その他日常生活又は社会生活に身体の機能上の制限を受けるもの

基本構想に明示すべき事項

バリアフリー法で規定している、基本構想に明示すべき内容について以下に示します。

1 重点整備地区における移動等円滑化の基本方針

2 重点整備地区の位置・区域

■重点整備地区とは？

バリアフリー化を一体的に進める必要のある地区を「重点整備地区」と呼びます。

重点整備地区は、高齢者、障がい者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設[生活関連施設]と、これら施設を結ぶ徒歩経路[生活関連経路]で構成されます。

バリアフリー法及び基本方針では、以下全ての要件に該当する地区を重点整備地区としています。

～ 重点整備地区設定の要件 ～

①生活関連施設があり、かつ、それらの間の移動が通常徒歩で行われる地区

※生活関連施設のうち、特定旅客施設又は特別特定建築物（官公庁施設、福祉施設等）に該当するものが概ね3以上所在すること。

※これらの施設を利用する相当数の高齢者、障がい者等により、これら施設相互間の移動が徒歩で行われると見込まれること。

②生活関連施設及び生活関連経路についてバリアフリー化の促進が特に必要な地区

③バリアフリー化の促進を重点的かつ一体的に行うこと、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切な地区

3 生活関連施設、生活関連経路とこれらにおける移動等円滑化に関する事項

■生活関連施設とは？

生活関連施設とは、「高齢者、障がい者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設」のことを言います。つまり鉄道駅や市役所、福祉施設や大きな商業施設などが該当します。

■生活関連経路とは？

生活関連経路とは、「高齢者、障がい者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設とこれら施設を結ぶ徒歩経路」つまり、生活関連施設を徒歩で繋ぐ道路や階段、エレベーターなどが該当します。

4 実施すべき特定事業その他の事業に関する事項

- ・特定事業とは、バリアフリー法第2条で定める6つの事業（公共交通特定事業・道路特定事業・路外駐車場特定事業・都市公園特定事業・建築物特定事業・交通安全特定事業）のことを指します。また、基本構想に特定事業を定めた場合、事業を実施する者には特定事業計画の作成とこれに基づく事業実施の義務が課せられます。
- ・バリアフリー法においては、新設施設等については移動等円滑化基準への適合義務（基準適合義務）が課せられる仕組みとなっています。また、基準適合義務が課せられない既存の施設等についてのバリアフリー化が求められます。（既存施設の基準適合は努力義務）

5 その他の事項

- ・基本構想の評価やその他重点整備地区における移動等円滑化に必要な事項等

1-3 北山形駅周辺地区バリアフリー基本構想策定の趣旨及び目標年次

(1) 基本構想策定の趣旨

バリアフリー法に基づく「移動等円滑化の促進に関する基本方針」では、1日の平均利用者が5,000人以上の鉄道駅について、平成22年末までのバリアフリー化を整備目標としていました。山形市では、当該整備目標を踏まえ、山形駅とその周辺地区のバリアフリー整備を推進するために、平成20年3月に「山形市バリアフリー基本構想」を策定しました。

地方部においてもバリアフリー化を推進するため、平成22年度に基本方針が改正され、3,000人以上の鉄道駅について、令和2年度までにバリアフリー化を整備する新たな目標が示されました。今般、新しい整備目標を踏まえ、北山形駅とその周辺地区のバリアフリー整備を推進するために、「北山形駅周辺地区バリアフリー基本構想」を策定するものです。

(2) 目標年次

実施すべき特定事業の整備目標年次は令和6年度とします。

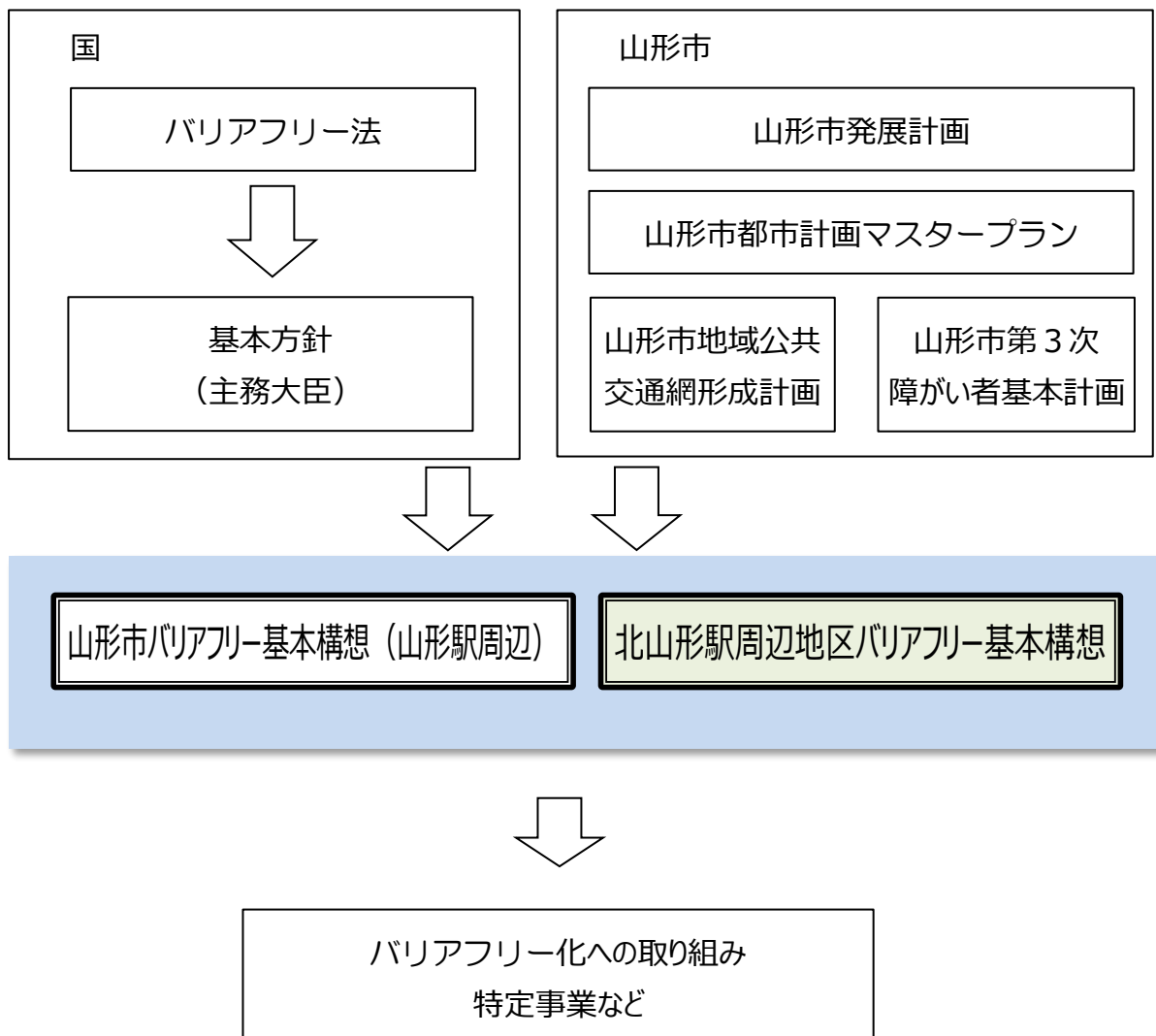
<参考>

山形市バリアフリー基本構想に基づき、山形駅を中心とした周辺地区のバリアフリー整備を引き続き推進します。

1-4 基本構想と上位計画・関連計画との位置付け

基本構想は、バリアフリー法に基づき策定するものですが、本市の「山形市発展計画」（平成 27 年度策定）をはじめ、「山形市都市計画マスタープラン」（平成 28 年度策定）、「山形市地域公共交通網形成計画」（平成 27 年度策定）、「山形市第 3 次障がい者基本計画」（平成 26 年度策定）、「山形市バリアフリー基本構想」（平成 19 年度策定）、その他関係する各計画等との整合を図るものとします。

基本構想の位置付け



1-5 上位計画・関連計画の概要

(1) 山形市発展計画（平成 27 年）

計画期間	平成 27 年度～令和元年度（5 年間）
計画の趣旨	・『世界に誇る健康・安心のまち「健康医療先進都市」の実現』に向け、5 年間で各施策に対しどのようなビジョンを持ち、どのような取組を推進していくのかを提示します。
基本理念・目標	【基本方針】1.定住人口・交流人口の拡大を図り地域活性化のけん引力となります。 2.「健康」と「医療」を核とした施策を展開し、都市ブランドとして確立します。 3.山形市特有の個性、魅力を活かしたまちづくりを推進します。 【重点政策】1.産業の振興による雇用の創出 2.新しい人の流れによるまちの賑わいづくり 3.総合的な子育て環境の整備 4.時代の変化に対応した都市・社会基盤の整備 5.いきいきと年齢を重ねられるまちづくり 6.安全・安心なまちづくり 7.山形の自然を活かした環境にやさしいまちづくり 8.重点政策を推進するための共通政策
バリアフリー 施策の位置付け	●時代の変化に対応した都市・社会基盤の整備 □ 高齢者の外出支援の充実 □ 安全で利便性の高い道路ネットワークの構築 ●いきいきと年齢を重ねられるまちづくり □ 高齢者福祉施設の整備 □ 障がい者が安心して自立できる生活への支援の充実 □ 障がい者の社会参加の機会の確保

(2) 山形市発展計画（令和 2 年）

計画期間	令和 2 年度～令和 6 年度（5 年間）
計画の趣旨	令和 2 年 3 月策定後に記載
基本理念・目標	
バリアフリー 施策の位置付け	

(3) 山形市都市計画マスタープラン（平成 29 年 3 月）

計画期間	平成 28 年度～令和 17 年度（20 年間）
計画の趣旨	・都市計画法第 18 条の 2 の規定に基づき、市民の意見を反映させながら、都市計画に関する基本的な方針を総合的かつ体系的に示すものであり、その実現に向けた土地利用、道路、公園などのまちづくりに関する主要計画や具体的な各種施策は、この「都市計画マスタープラン」に即して進められます。
基本理念・目標	【将来都市像とまちづくりの目標】 ・山形市都市計画マスタープランは、総合計画が目指すまちづくりの実現に向けて、この将来都市像を踏襲し、2050 年の人口 30 万人都市を見据えた、3 つのまちづくりの目標を定めます。 □ 自然と調和したまち □ 活力が創出されるまち □ 誰もが暮らしやすいまち 【将来都市構造】拠点ネットワーク型集積都市
バリアフリー 施策の位置付け	●誰もが安心して暮らせる環境づくり □ ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりを進め、誰もが安全で豊かに暮らすことのできる生活環境と移動環境の形成を目指します。 《方針》 □ 「山形県みんなにやさしいまちづくり条例」を踏まえ、誰もが生活を円滑に営むことのできるまちづくりを推進します。 □ 外国人や観光客を含むすべての人に配慮した公共的な空間の質の向上に努めます。 □ 多様な人々が利用する、公共公益施設や集客施設、鉄道駅やバス停などは、使いやすさと移動しやすさなどに配慮し、より一層のバリアフリー化を推進します。 □ 電線類の地中化を推進し、誰もが安心して歩ける歩行者環境の確保を図ります。

(4) 山形市地域公共交通網形成計画（平成 28 年 3 月）

計画期間	平成 28 年度～令和 2 年度（5 年間）
計画の趣旨	・地域にとって望ましい公共交通網のすがたを明らかにするマスタープランとしての役割を果たすもので、地方公共団体が協議会を開催しつつ、交通事業者等との協議のうえで策定するもの。
基本理念・目標	【基本理念】やまがた公共交通サービス向上宣言！ 【基本方針】①みんながわかって乗れる公共交通、②戦略的な公共交通ネットワーク整備、③暮らしを支える公共交通、④おでかけ機会をつくる公共交通
バリアフリー 施策の位置付け	●乗り換え環境の整備 ☐ 拠点とする停留所をはじめとして、乗り換え情報の改善のほか、上屋、ベンチ、駐輪場などの周辺環境整備を実施 ●利用者にやさしい車両の導入 ☐ 誰もが乗降しやすい低床バスの積極的な導入や、環境にやさしいハイブリッドバスの導入

(5) 山形市第 3 次障がい者基本計画（平成 27 年 3 月）

計画期間	平成 27 年度～令和元年度（5 年間）
計画の趣旨	・山形市障がい者基本計画は、障害者基本法に基づき策定する障がい福祉に関する総合的な計画です。
基本理念・目標	【基本理念】市民・事業者・行政が連携し、障がいの有無にかかわらず、人格と個性を尊重しあい共生する安全・安心な社会の実現に向け、障がい者が、生活に必要な支援や生活を補完するサービスを受けるとともに、様々な活動に積極的に参加し、地域のなかで、社会の一員として自立して生活できるまちを目指します。
バリアフリー 施策の位置付け	●公共施設等のバリアフリー化の推進 ☐ 歩道において、放置自転車等が障がい者を含めた歩行者の妨げにならないように、その管理に努めるとともに、自転車利用者のマナー向上に向け周知・啓発を図る。 ☐ 公職選挙が実施される場合、投票所において、出入口のスロープや低床の記載台を配置するなど、バリアフリー化に向けた対応を図る。 ●バリアフリー化された施設の周知 ☐ バリアフリーガイドマップによりインターネットを通じて広く紹介する事業を支援することにより、利用者の便宜を図ると共に民間施設のバリアフリー化を促進。 ●情報のバリアフリー化の推進 ☐ 日常生活用具給付等事業において、視覚障がい者・聴覚障がい者に対する各種情報通信機器の給付を継続して実施。 ☐ 意思疎通支援事業において、手話通訳者・要約筆記者の派遣を継続して実施 ●住まいのバリアフリー化の推進 ☐ 居宅におけるバリアフリーのための住宅改修に係る給付を継続して実施

(6) 山形市バリアフリー基本構想（平成 20 年 3 月）

目標年次	平成 22 年度（特定事業の整備目標年次）
計画の趣旨	・「山形市バリアフリー基本構想」は、本市の玄関口である山形駅を中心とする徒歩圏において重点整備地区を設定し、生活関連施設間の円滑な移動及び対象となる施設の円滑な利用を実現し、移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上を促進することを目的として策定します。 ・策定にあたっては、移動等円滑化を一体的に推進するため、策定段階から駅、バスターミナル、道路、交通安全施設、都市公園、建築物の管理者や高齢者、障がい者団体等と話し合いながら取りまとめています。
基本理念・目標	【基本的な方針】①ユニバーサルデザインの理念に基づく街づくり、②市民・事業者・行政が一体になった街づくり、③心のバリアフリーの推進

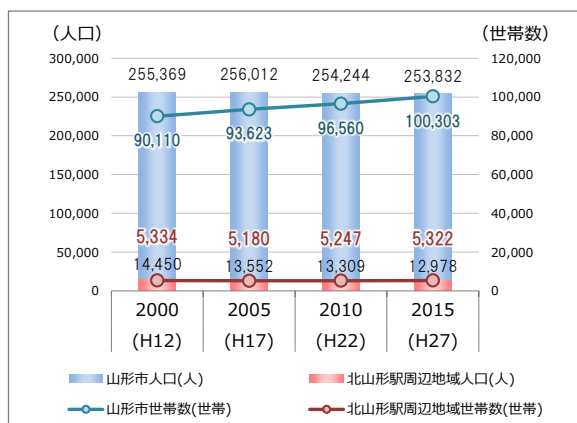
第2章 北山形駅周辺地域の概況

2-1 北山形駅周辺地域の人口等

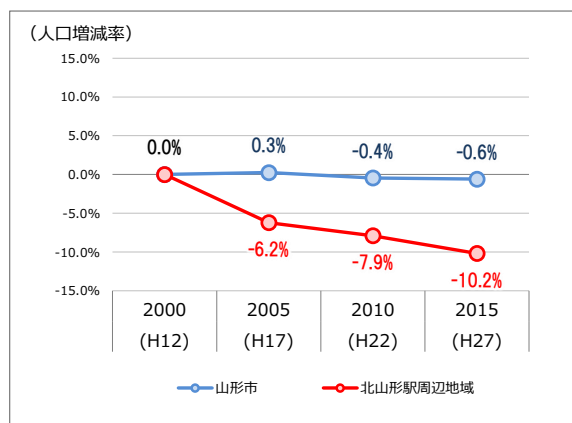
(1) 人口・世帯数の状況

山形市全体では、人口は微減傾向で、世帯数は増加傾向にあり、核家族化の進行が見受けられます。

北山形駅周辺地域は、山形市全体に比べ人口は減少傾向にあり、平成27年は12,978人、世帯数は核家族が進み5,322世帯となっています。



▲人口・世帯数の推移

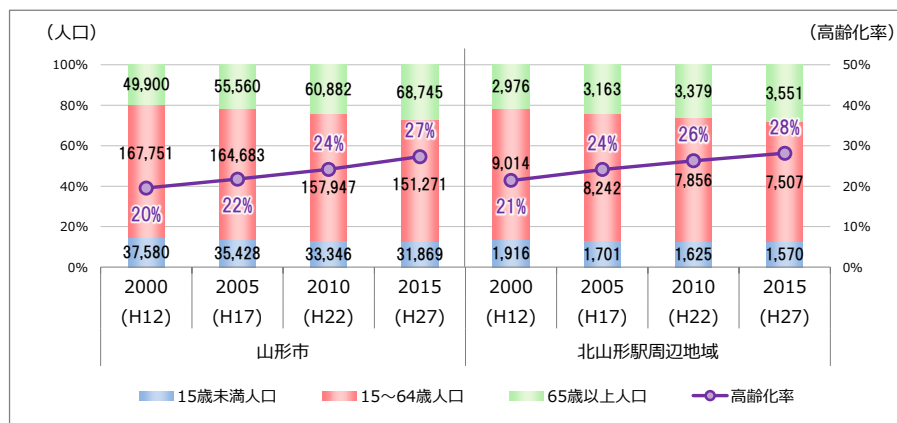


▲人口増減率（平成12年基準）

（資料：国勢調査）

(2) 年代別人口の推移状況（高齢者の状況）

北山形駅周辺地域の年代別人口では、15歳未満の年少人口や15～64歳の生産年齢人口が減少し、65歳以上の高齢人口が増加しています。高齢者の人口に占める割合は平成12年の21%から平成27年には28%となっており、高齢化が進行しています。



▲年代別人口の推移

（資料：国勢調査）

「北山形駅周辺地域は北山形駅を中心として概ね半径1kmの地域とします」

(3) 障がい者の状況

北山形駅周辺地域における障がい者の人数は、身体障がい者が 491 人、知的障がい者が 73 人、精神障がい者が 76 人（いずれも令和元年 8 月 1 日現在）となっています。

① 身体障がい者手帳所持者数

(単位：人)

障がい名	等級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	合計
視覚障がい		4	6	2	1	1	1	15
聴覚・平衡機能障がい		3	9	5	14	1	17	49
音声・言語・そしゃく機能障がい		1	3	2	2	0	0	8
肢体不自由		45	29	41	76	45	17	253
内部障がい		93	2	10	56	4	1	166
合 計		146	49	60	149	51	36	491

② 療育手帳所持者数

(単位：人)

年齢	程度	中軽度	重度	合計
18 歳未満		13	3	16
18 歳以上		44	13	57
合 計		57	16	73

③ 精神障がい者保健福祉手帳所持者数

(単位：人)

等級	1 級	2 級	3 級	合計
所持者数	15	38	23	76

(資料：山形市 (R1.8.1 現在))

2-2 北山形駅周辺地域の公共交通

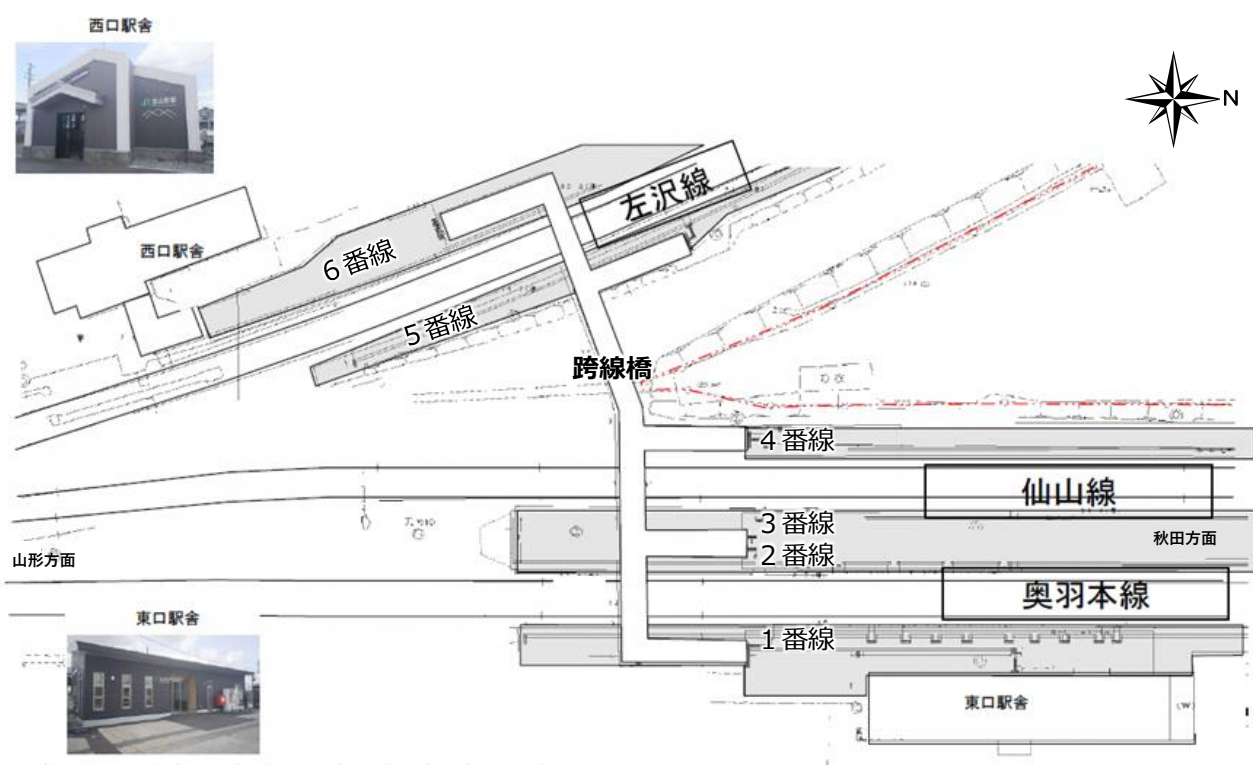
(1) 北山形駅の状況

① 北山形駅の構内図

北山形駅は、奥羽本線、仙山線、左沢線の3線が乗り入れています。ホームは5面6線で、1・2番線は奥羽本線、3・4番線は仙山線、5・6番線は左沢線となっています。

それぞれのホームは跨線橋で結ばれており、ホーム間の移動や、駅舎とホーム間の移動には跨線橋を利用する必要がありますが、跨線橋は全て階段式となっており段差解消のためのエレベーター等は設置されていない状況です。

バリアフリーに関しては、点字運賃表、視覚障がい者誘導用ブロック、ホーム端部への転落防止用警告ブロック等が設置されています。



▲北山形駅の状況図

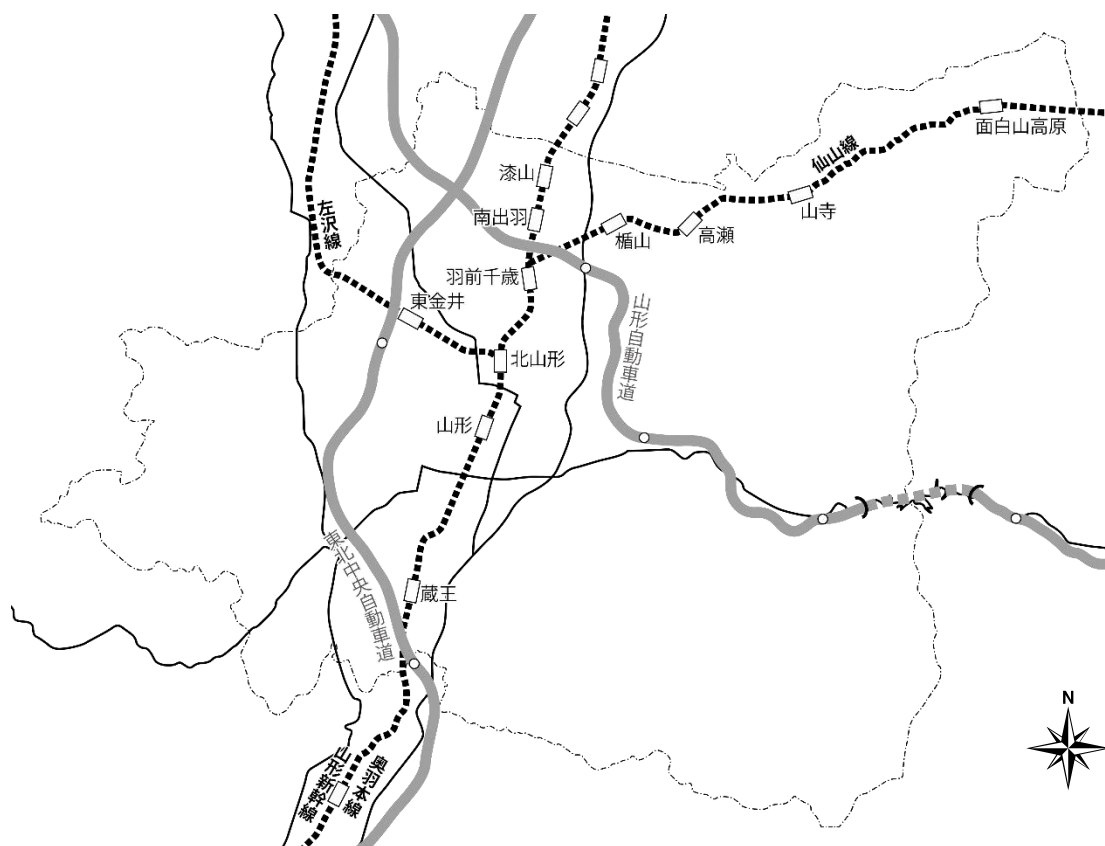
② 北山形駅の乗車人数

平成30年度の北山形駅の一日の平均乗車人数は約1,590人、年間では約58万人となっています。

	乗車人員	
	千人/年	千人/日
平成17年度	606.6	1.66
平成18年度	596.4	1.63
平成19年度	590.4	1.61
平成20年度	591.3	1.62
平成21年度	594.6	1.63
平成22年度	591.7	1.62
平成23年度	564.7	1.54
平成24年度	561.4	1.54
平成25年度	568.7	1.56
平成26年度	544.9	1.49
平成27年度	567.2	1.55
平成28年度	572.8	1.57
平成29年度	577.1	1.58
平成30年度	580.4	1.59

▲北山形駅の乗車人員

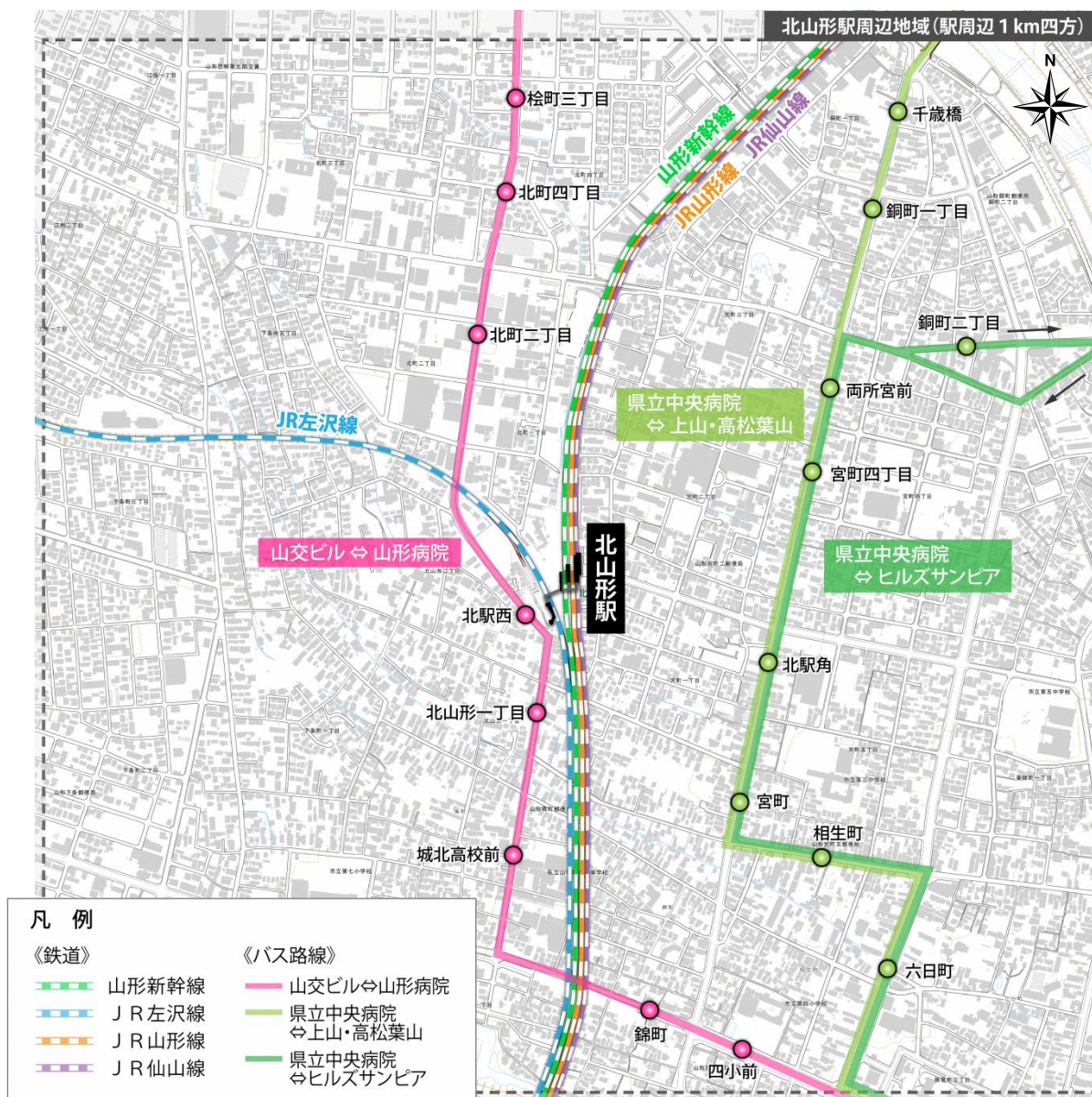
(資料：山形県の鉄道輸送)



▲山形市内の駅

(2) 路線バスの状況

本市内を運行している主な路線バスは、山交バスであり、北山形駅周辺地域には東口側に「北駅角」、西口側に「北駅西」の停留所があります。通過系統は「北駅角」が2系統、「北駅西」が1系統となっています。



▲公共交通の状況（北山形駅周辺地域通過）

（資料：山交バス）

(2) 歩道等の状況

北山形駅周辺地域の歩道の設置状況、融雪装置の設置の有無は次のようになっています。

地域内のほとんどの県道には両側歩道が設置されています。また、市道についても主要な道路については歩道が設置されている状況です。

融雪装置については主に国道と県道に設置されています。

また、信号機は多くが通常信号機でバリアフリーに対応した信号機の設置は少ない状況です。

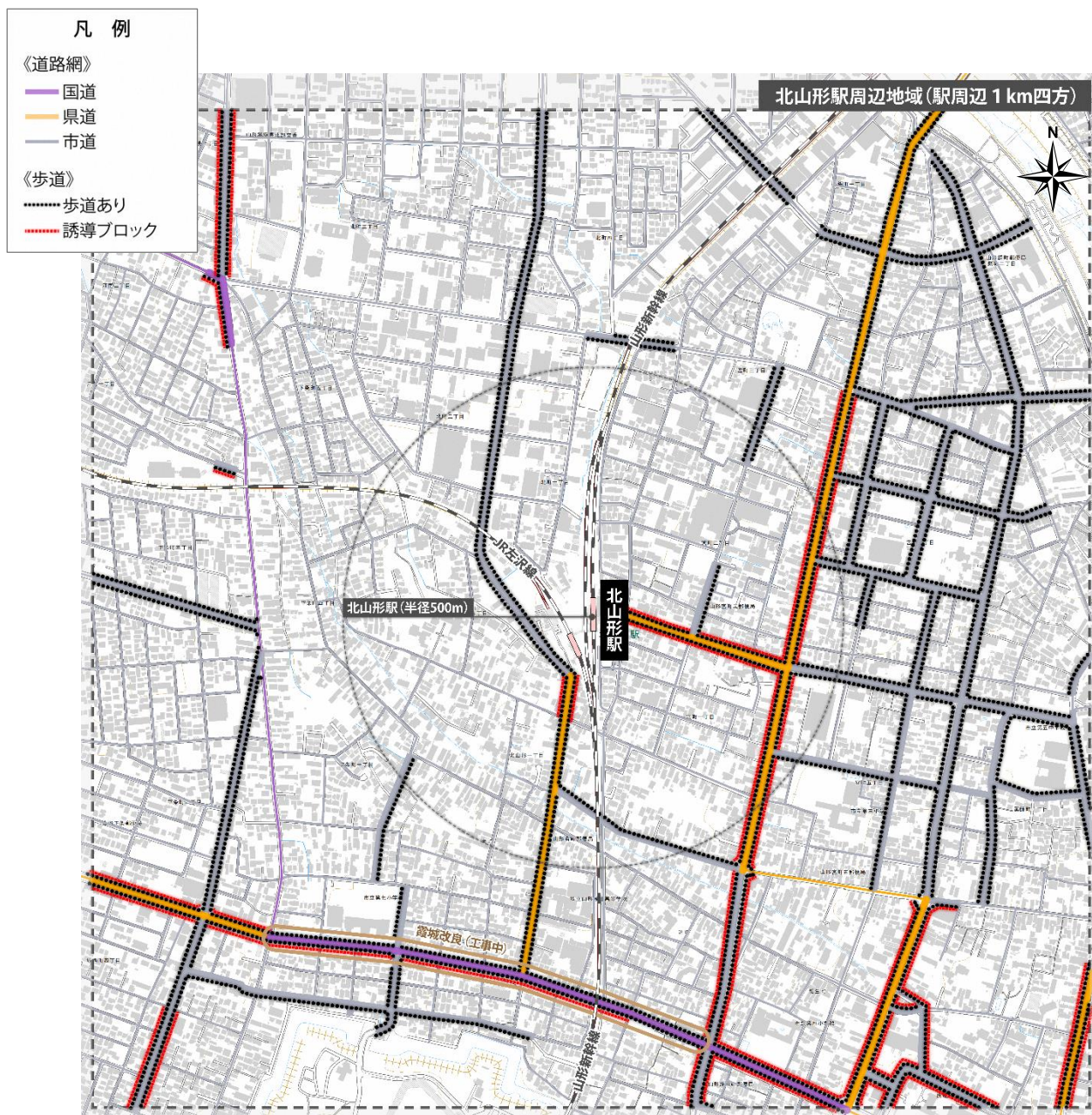
なお、ここでいう歩道とは、もっぱら歩行者の通行の用に供するために、縁石線または柵、その他これに類する工作物により区画して設けられる道路の部分进行しています。



(3) 誘導用ブロックの整備状況

北山形駅周辺地域の歩道への視覚障がい者誘導用ブロックの設置状況は次のようになっています。

国道では全て、県道ではほとんど設置されていますが、市道へのネットワークが図られていない状況です。



▲北山形駅周辺地域の概況 (視覚障がい者誘導用ブロック)

第3章 基本的な方針等

3-1 重点整備地区における移動等円滑化に関する基本的な方針

本市の高齢化の進展及び「ノーマライゼーション」の浸透などの社会的な動向を踏まえ、市民の移動のしやすさ及び施設の利用のしやすさを高めるために次の基本方針によりバリアフリー化を推進していきます。

(1) バリアフリー法に基づくまちづくり

バリアフリー法に基づき移動等円滑化の整備を推進していきます。

なお、実際の整備に当たってはユニバーサルデザインの考え方に配慮した整備を進めていきます。

(2) 市民・事業者・行政が一体になったまちづくり

バリアフリー化は、市民、事業者、行政が一体になって推進していく必要があります。すぐに解決できることばかりではないため、それぞれがバリアフリーの意識を向上させ、持続的かつ段階的な整備を図っていくまちづくりを進めていきます。

(3) 山形市障がい理由とする差別の解消の推進に関する条例の遵守

市民一人ひとりが、障がいや障がいのある人への理解を深め、共に支え合いながら、いきいきと安心して暮らしていくことのできる社会の実現を目指します。

3-2 整備の基本的な考え方と整備方針

重点整備地区のバリアフリー化の整備については、以下の整備の基本的な考え方、整備方針を踏まえ、それぞれの施設設置管理者が事業を行い、高齢者、障がい者等にとって、移動がしやすく、利用しやすい施設の整備を図っていきます。

(1) 公共交通のバリアフリー化

整備の基本的な考え方

- 一日当たりの乗降客数が3,000 人を超える「旅客施設」については、バリアフリー法に基づく公共交通移動等円滑化基準を満たすことを目指します。エレベーターによる段差の解消を行うなど、高齢者、障がい者等が安全で安心して歩ける空間と施設・設備の確保に努めます。

整備方針

- 駅の外部から改札口を経て各ホームまでの通路については、移動等円滑化された経路を1 以上確保するよう努めます。
- 施設及び設備の整備にあたっては、高齢者、障がい者等が利用しやすいよう努めます。

(2) 道路等のバリアフリー化

整備の基本的な考え方

- ・生活関連経路等を構成する道路等については、バリアフリー法に基づく道路移動等円滑化基準を満たすことを目標とします。歩行者と車両の分離を図り、高齢者、障がい者等が安全で安心して歩ける空間と施設・設備の確保に努めます。

整備方針

- ・高齢者、障がい者等が利用しやすい歩道等の整備に努めます。
- ・施設及び設備の整備にあたっては、高齢者、障がい者等が利用しやすいよう努めます。
- ・視覚障がい者誘導用ブロックについて、未設置の道路については、可能な限り設置に努めます。
- ・通行の支障となる放置自転車、沿道店舗の看板等の撤去・指導に努めます。

※高齢者、障がい者等の移動の円滑化に直接関わりのない道路の拡幅や側溝の改修については、当構想とは別に各道路管理者において、地域の要望等を踏まえ対応を検討していきます。

(3) 交通安全施設等のバリアフリー化

整備の基本的な考え方

- ・生活関連経路に設置されている信号機等のうち優先度の高い信号機については、移動等円滑化に対応した信号機等に変更することを目標とします。

整備方針

- ・高齢者、障がい者等が安心して歩行できる経路を確保するためバリアフリー環境に対応した信号機の設置に努めます。
- ・歩行者の安全な移動を確保するため、違法駐車行為に対する取り締まりの強化や広報、啓発活動に努めます。

(4) 都市公園のバリアフリー化

整備の基本的な考え方

- 都市公園の特定公園施設については、バリアフリー法に基づく都市公園移動等円滑化基準を満たすよう努めます。

整備方針

- 施設及び設備の整備にあたっては、高齢者、障がい者等が利用しやすいよう努めます。

(5) 建築物のバリアフリー化

整備の基本的な考え方

- 指定する生活関連施設については、バリアフリー法に基づく建築物移動等円滑化基準を満たすよう施設管理者に促します。

整備方針

- 施設管理者からの施設及び設備の整備に関する相談等により普及を促していきます。
- 施設管理者に高齢者、障がい者等が施設及び設備を円滑に利用できるよう情報案内を促します。

第4章 重点整備地区、生活関連施設、生活関連経路

4-1 重点整備地区、生活関連施設、生活関連経路の設定方針

(1) 重点整備地区の設定方針

バリアフリー化を一体的に推進する地区として、北山形駅を中心とする徒歩圏域（半径 500m内）に、生活関連施設が集積している地区を重点整備地区の区域として設定します。なお、地区の境界は道路を基本とします。

■徒歩圏域

高齢者の一般的な徒歩圏は 500m。

出典：都市構造の評価に関するハンドブック（国土交通省）

(2) 生活関連施設の設定方針

重点整備地区において、「高齢者、障がい者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設（バリアフリー法第 2 条第 20 の 2 号イ）」を生活関連施設として設定します。

想定される生活関連施設

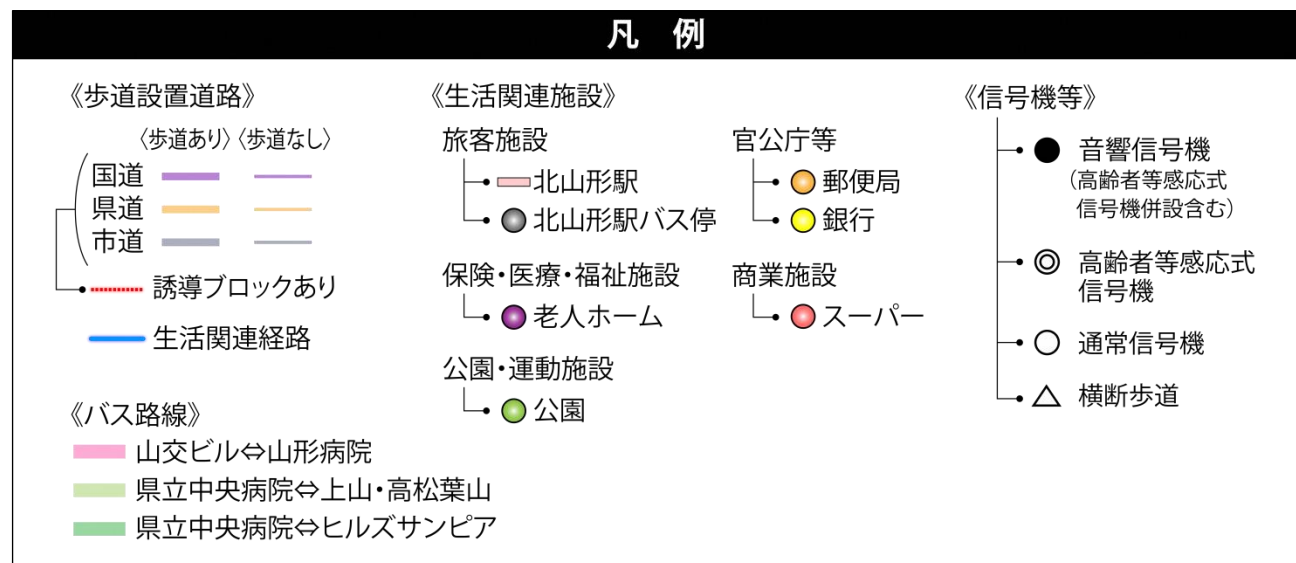
施設区分	種 類
旅客施設	駅、バスターミナル
官公庁等	県庁、市役所
	郵便局、銀行
	警察署（交番含む）、裁判所
	コミュニティセンター
教育・文化施設等	図書館、市民会館、文化ホール
	学校（小・中・高等学校）、公民館
	博物館、美術館、音楽館、資料館
保険・医療・福祉施設	病院、総合福祉施設、老人・障がい者福祉施設等
商業施設	大規模小売店舗等
宿泊施設	ビジネスホテル、シティホテル等
公園・運動施設	公園、体育館・武道館その他屋内施設
その他の施設	結婚式場、葬祭場等冠婚葬祭に関わる施設
	観光施設、路外駐車場

出典：バリアフリー基本構想に関するガイドブック（国土交通省）

(3) 生活関連経路の設定方針

重点整備地区内の生活関連施設を結ぶ幹線道路（歩道等）を生活関連経路に設定します。

北山形駅周辺地区では、4-1 の設定方針に基づき、重点整備地区、生活関連施設、生活関連経路を次のように設定します。



【重点整備地区の設定の考え方】

- ・北山形駅を中心とする徒歩圏域（半径 500m内）において、駅東側にスーパーをはじめ、高齢者、障がい者等が日常的に利用する生活関連施設（4-1-（2）の表に掲げる施設）の集積が確認されるため、駅東側の生活関連施設が集積している地区を重点整備地区に設定します。
- ・ただし、西口駅前広場及びバス停（北駅西）については、バス・自家用車・タクシー等を利用した駅舎へのアクセス施設として高齢者や障がい者等の利用があり、移動等円滑化が必要と考えられるため重点整備地区に含めます。
- ・指定する生活関連施設の立地状況を踏まえ、近隣の道路を基本として重点整備地区の境界を設定します。

【重点整備地区の地区名等】

地区名	面積
北山形駅周辺地区	1.6ha

【指定する生活関連施設一覧】

施設区分	種類	施設名	施設管理者
旅客施設	駅	北山形駅	JR東日本
	バス停	北駅西バス停	山交バス(株)
		北駅角バス停	山交バス(株)
官公庁等	郵便局	山形宮町二郵便局	郵便事業(株)
	銀行	山形銀行宮町支店	(株)山形銀行
		きらやか銀行山形北支店	(株)じもとホールディングス
保険・医療・福祉施設	老人ホーム	老人ホーム ベル宮町	(株)アイエス
		ベルライフ宮町	
商業施設	スーパー	ヤマザワ宮町店	(株)ヤマザワ
公園・運動施設	公園	宮町公園	山形市

【生活関連経路一覧】

位置図No.	区分	経路名	管理者
1	道路	(県道) 北山形停車場大野目線	山形県
2		(市道) 第五中学校北通線	山形市
3		(県道) 山形天童線	山形県
4	駅前広場	北山形駅東口駅前広場エリア	JR東日本・山形県・山形市
5		北山形駅西口駅前広場エリア	JR東日本・山形市

【交通安全施設（信号機）の状況】

- ・重点整備地区内には、バリアフリー環境に対応した信号機は設置されていない。

4-3 重点整備地区内における課題

重点整備地区内の旅客施設や生活関連経路、生活関連施設において現地調査、利用者アンケートを行い、バリアフリーへの課題等を整理しました。

(1) 旅客施設の課題

① 北山形駅

バリアフリーへの課題
◇移動等円滑化経路について ・通路とホームとの経路にエレベーターやエスカレーターが設置されていない。 (階段のみ)

(2) 生活関連経路の課題

① 道路

区分	箇所名	バリアフリーへの課題
県道	北山形 停車場大野目線	・視覚障がい者誘導用ブロックと歩道が同系色であるため、容易に識別することができない。 ・視覚障がい者誘導用ブロックが連続していない箇所がある。 ・視覚障がい者誘導用ブロックが廃止されたバス停位置へ案内している箇所がある。 ・歩道に接続しているグレーチングの目が大きく、車いすの車輪や歩行用の杖等がはまり込む可能性がある。
市道	第五中学校北通線	・視覚障がい者誘導用ブロックが設置されていない。
県道	山形天童線	・視覚障がい者誘導用ブロックと歩道が同系色であるため、容易に識別することができない。 ・バス停留所にベンチ等の休憩施設がない。

② 交通安全

箇所名	バリアフリーへの課題
(県道) 北山形 停車場大野目線	・バリアフリー環境に対応した信号機が設置されていない。

③ 駅前広場エリア

箇所名	バリアフリーへの課題
北山形駅東口駅前広場エリア	・歩道が設置されていない。 ・視覚障がい者誘導用ブロックが設置されていない。
北山形駅西口駅前広場エリア	・歩行者と車両の動線が不明確。 ・視覚障がい者誘導用ブロックが設置されていない。
北山形駅東口・西口間	・北山形駅東口・西口間の移動について利便性の向上が求められており、今後のあり方について関係機関において協議を行う必要がある。

(3) 生活関連施設の課題

① 公園

箇所名	バリアフリーへの課題
宮町公園	・車いす利用者等に配慮した園路が設置されていない。

第5章 特定事業、その他の事業に関する事項

5-1 特定事業、その他の事業

第 3 章の基本的な方針及び整理した課題を踏まえ、重点整備地区の移動等円滑化を実現に向けて、以下の特定事業、その他の事業を実施します。

なお、各事業の整備目標を概ね令和 2～6 年度の「短期」、令和 7～11 年度の「中期」、令和 12 年度以降の「長期」として設定します。

(1) 特定事業

① 公共交通特定事業

事業箇所	主な事業内容	短期	中期	長期	実施主体
北山形駅	・ホームにエレベーターを設置します。(エレベーターまでの視覚障がい者誘導用ブロック設置等による移動等円滑化経路の整備を含む)	●			ＪＲ東日本
	・線路への転落防止のために、ホームに内方線付き点状ブロックを設置します。	●			
	・多機能トイレを設置します。	●			

※「●」は当該期間に実施を予定

短期：令和 2～6 年度
中期：令和 7～11 年度
長期：令和 12 年度以降

※公共交通特定事業の対象は特定旅客施設となります。特定旅客施設の要件（バリアフリー法施行令第 1 条）として、次の各号のいずれかに該当することとされています。

要 件
1 当該旅客施設の日当たりの平均的な利用者の人数が 5,000 人以上であること。
2 次のいずれかに該当することにより当該旅客施設を利用する高齢者又は障がい者の人数が前号の要件に該当する旅客施設を利用する高齢者又は障がい者の人数と同程度以上であると認められること。
3 前二号に掲げるもののほか、当該旅客施設及びその周辺に所在する官公庁施設、福祉施設その他の施設の利用の状況並びに当該旅客施設の周辺における移動等の円滑化の状況からみて、当該旅客施設について移動等円滑化のための事業を優先的に実施する必要性が特に高いと認められるものであること。

※北山形駅は以下の状況により第 3 号の要件に適合

北山形駅の乗降者数は一日当たりの平均で約 3,200 人（平成 30 年度）となっており、高齢者や障がい者、通勤通学者、観光客など不特定多数の方が年間を通して利用している。（バリアフリー法基本方針で示す令和 2 年度を整備目標とする利用者を超えている。）

また、駅周辺には、老人ホーム、金融機関、スーパー、バス停留所等が立地しており、駅利用者や周辺住民に利用されているが、駅周辺におけるバリアフリー化が不十分な状況である。特に、北山形駅は運行路線が 3 路線（ホーム 5 面）と移動の拠点・結節点としての役割を有しているが、駅舎入口からホーム、また、ホーム間の移動は全て階段式の跨線橋を利用しなければならない。

以上の状況からみて、北山形駅については移動等円滑化のための事業を優先的に実施する必要性が特に高い。

(2) その他の事業

① 道路（生活関連経路）

事業箇所	主な事業内容	短期	中期	長期	実施主体
(県道) 北山形 停車場 大野目線	・視覚障がい者誘導用ブロックを識別しやすい色に改修するよう努めます。	協議	順次実施		山形県
	・視覚障がい者誘導用ブロックの不連続部分を改修するよう努めます。	●			
	・利用状況の変化により誤誘導となっている視覚障がい者誘導用ブロックを改修するよう努めます。	●			
	・歩行者の動線上にあるグレーチングを細目タイプに改修するよう努めます。	●			
(市道) 第五中学校 北通線	・歩道の勾配・段差の緩和や、視覚障がい者誘導用ブロックの敷設等による道路の移動等円滑化に努めます。	協議	順次実施		山形市
(県道) 山形天童線	・視覚障がい者誘導用ブロックを識別しやすい色に改修するよう努めます。	協議	順次実施		山形県
	・バス待ち環境の整備に努めます。	協議	順次実施		山交バス 山形市
全路線 共通	・歩道や路側帯に歩行の妨げとなるものの（放置自転車・路上駐車や看板等）を置かないように指導・啓発に努めます。	継続的に実施			山形県警察 山形県 山形市

※「●」は当該期間に実施を予定

短期：令和 2～6 年度
中期：令和 7～11 年度
長期：令和 12 年度以降

② 交通安全

事業箇所	主な事業内容	短期	中期	長期	実施主体
(県道) 北山形 停車場 大野目線	・信号交差点への視覚障がい者用信号機等の設置に努めます。	協議	順次実施		山形県公安委員会
	・信号交差点について、横断歩道へのエスコートゾーンの設置に努めます。	協議	順次実施		

③ 駅前広場エリア

事業箇所	主な事業内容	短期	中期	長期	実施主体
北山形駅 東口駅前 広場エリア	・視覚障がい者誘導用ブロックの設置等、利用しやすい環境整備に努めます。	協議	順次実施		J R東日本 山形県 山形市
	・自家用車の乗降場や障がい者用駐車場等の整備に努めます。	協議	順次実施		
北山形駅 西口駅前 広場エリア	・視覚障がい者誘導用ブロックの設置等、利用しやすい環境整備に努めます。	協議	順次実施		J R東日本 山形県 山形市

④ 公園（生活関連施設）

事業箇所	主な事業内容	短期	中期	長期	実施主体
宮町公園	・公園内への園路の設置等により公園の移動等円滑化に努めます。	協議	順次実施		山形市

短期：令和 2～6 年度
 中期：令和 7～11 年度
 長期：令和 12 年度以降

第6章 その他

6-1 円滑な事業推進に向けて

(1) 本構想の進行管理

本基本構想で示した特定事業・その他の事業は、事業実施・完了、供用開始後の事業評価まで、継続的に進行管理を行うものとします。なお、進行管理の状況を踏まえ、概ね5年ごとに検証し、必要に応じて本基本構想の見直しを行うものとします。

(2) 市民意識の醸成（心のバリアフリー）

バリアフリーの推進にあっては、ハード面の整備だけではなく、施設を利用する市民のバリアフリー及び障がいや障がいのある人に対する理解と協力が不可欠です。

このため、「山形市障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例」に基づき、市民一人ひとりが障がいや障がいのある人への理解を深め、共に支え合いながら、いきいきと安心して暮らしていくことのできる共生社会の実現に向けた取り組みを推進していきます。

補足 用語の意味

【あ行】

アクセス

地点間の経路、または交通手段等のこと。

移動等円滑化

高齢者・障害者等の日常生活や、社会生活における移動や施設等の利用の際に係る身体の負担を軽減し、移動または施設の利用上の利便性や安全性を向上させること。

エスコートゾーン

視覚障がい者が安全に最短距離で横断歩道を渡ることができるよう、横断歩道の中央付近に敷設した突起体の列（点字ブロック）のこと。

【か行】

グレーチング

道路等の排水施設に用いられる鋼材を格子状に組んだ蓋のこと。

建築物特定事業

特別特定建築物の移動等円滑化のために必要な建築物特定施設の整備に関する事業及び特定建築物における生活関連経路の移動等円滑化のために必要な建築物特定施設の整備に関する事業。

公共交通特定事業

特定旅客施設にあたる駅等で、エレベーター、エスカレーターなど設置、段差の解消など、バリアフリー化のために必要な整備を行う事業や、バリアフリーの一定の基準に適合した車両を購入するなど、移動等円滑化のために必要な基本構想で定めた事業。

交通安全施設

交通安全施設とは、道路利用者が安全に道路を通行するために設置される施設で、道路標識、信号機、道路標識、道路標示、防護柵（ガードレール、ガードパイプ等）、道路照明、視線誘導標、道路反射鏡、視覚障害者誘導用ブロック等が含まれる。

交通安全特定事業

重点整備地区内において、高齢者、障害者等による道路の横断の安全を確保するための機能を付加した信号機、歩行者用道路であることを表示する道路標識、横断歩道であることを表示する道路標示の設置、歩道への違法駐車行為の取締りなど、交差点や歩道の安全な移動、円滑な交通処理を目的とする、移動等円滑化のために必要な基本構想で定めた事業。

交通バリアフリー法

鉄道駅などの旅客施設や、その周辺の道路などの移動経路において、歩道の段差の解消や視覚障害者のための誘導ブロックの設置、または、鉄道駅のエレベーターの設置などにより、高齢者や身体障害者等が公共交通機関を利用してスムーズに移動できるようにすることを目的として制定された法律（平成 12 年 5 月に公布し、同年 11 月 15 日に施行）で、「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」の通称。平成 18 年 12 月 20 日にバリアフリー法が施行され、ハートビル法と統合された。

心のバリアフリー

バリアフリー化に関する市民の理解と協力についての教育活動、広報活動等を通じた取り組み

【さ行】

視覚障がい者誘導用ブロック

視覚障がい者を安全に誘導するために地面や床面に敷設されているブロックのこと。

重点整備地区

バリアフリー化を一体的に進める必要がある地区。

重点整備地区は、高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設と、これら施設を結ぶ徒歩経路で構成される。

生活関連経路

生活関連施設相互間の経路。

生活関連施設

高齢者、障害者等が利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設、病院、文化施設、商業施設など。

【た行】

多機能トイレ

車いすで利用できる広さや手すり、オストメイト対応設備、おむつ替えシート、ベビーチェアなどを備え、車いす使用者、高齢者、内部障がい者、子ども連れなど多様な人が利用可能なトイレ。

道路特定事業

歩道、道路用エレベーター、通行経路の案内標識など、重点整備地区内の生活関連施設間を結ぶ道路等においてバリアフリー化された歩行空間を確保する、移動等円滑化のために必要な基本構想で定めた事業。

特定建築物

学校、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、ホテル、事務所、共同住宅、老人ホームその他の多数の者が利用する建築物および建築物の附属施設。

特定公園施設

都市公園の出入口・駐車場と特定公園施設及び主要な公園施設との間の経路を構成する園路及び広場／屋根付広場／休憩場／野外劇場／野外音楽堂／駐車場／便所／水飲場／手洗場／管理事務所／掲示板／標識。

特定事業

特定事業は、基本構想における生活関連施設、生活関連経路、特定車両のバリアフリー化を具体化するためのもので、バリアフリー法における要といえる制度。

基本構想に特定事業を定めた場合、その特定事業を実施すべき者には、特定事業計画の作成とこれに基づく事業実施の義務が課せられる。

特定旅客施設

旅客施設のうち、利用者が相当数であること又は相当数であると見込まれることその他の政令で定める要件に該当する施設。

特別特定建築物

不特定かつ多数の者が利用する百貨店、劇場、ホテルなど、主として高齢者、障害者などが利用する老人ホーム

都市公園

都市計画法に規定する都市計画施設である公園または緑地、または都市計画区域内において設置する公園または緑地で、地方公共団体が設置するもの。もしくは国が設置する公園または緑地（国立公園や国定公園等は含まない）。

都市公園特定事業

都市公園の移動等円滑化のために必要な特定公園施設の整備に関する事業。

【な行】

内方線付き点状ブロック

点状の突起 25 点に加え、駅ホーム内側を表示する線状の突起（内方線）を設けたブロックで、ホームの端がどちら側にあるかを分かるようにするもの。駅ホームでの転落事故防止として効果が期待されている。

ノーマライゼーション

障害者等を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマルな社会であるとの考え方。

【は行】

ハートビル法

段差のない出入口、多目的トイレの設置など、建築物のバリアフリー化を目指した法律で、「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」の通称。平成 18 年 12 月 20 日にバリアフリー法が施行され、交通バリアフリー法と統合された。

バリアフリー

高齢者・障害者等が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去（フリー）すること。物理的、社会的、制度的、心理的な障壁、情報面での障壁などすべての障壁を除去するという考え方。

バリアフリー法

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の通称。平成 18 年 12 月 20 日に、「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」（ハートビル法）」と「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（交通バリアフリー法）」を一体化し、施策の拡充が図られた法律。

【や行】

ユニバーサルデザイン

あらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。

【ら行】

旅客施設

鉄軌道駅、バスターミナル、旅客船ターミナル、航空旅客ターミナルのこと。

路外駐車場

道路の路面外に設置される自動車の駐車のための施設。時間貸駐車または無料で不特定多数の利用者が駐車できるもの。（月極駐車場は路外駐車場には該当しない）

路外駐車場特定事業

車いす使用者が円滑に利用できる駐車施設の整備など、特定路外駐車場においてバリアフリー化のために必要な事業。